

香南市立放課後児童クラブ民間委託に関する Q&A

令和 8 年 8 月現在

Q 1 なぜ、放課後児童クラブの運営の一部を民間委託するのですか。

当市の歳出では、人件費等の義務的経費が 4 割を超えており高い割合となっています。職員数（正職員＋会計年度任用職員。Q 1 において以下同じ。）は、平成 29 年度から体制を強化したこと等により増加するとともに、給与ベースアップや会計年度任用職員の処遇改善により人件費が増加しています。このため、当市の財政状況に大きな影響を及ぼしていることや今後も人件費の増加が見込まれることから、より効率的な放課後児童クラブ運営を行っていく必要があるとともに、職員数の削減に努める必要があります。

そこで、専門的な知見や経験を持つ民間企業のノウハウを活用し、より効率的な放課後児童クラブ運営及び子どもたちの健全な育成を支えるより質の高いサービス提供の実現を図るとともに、行政と民間との分業体制の構築による職員数の削減を行うため、放課後児童クラブの運営の一部を民間委託するものです。

Q 2 市は、公立児童クラブを運営する法的義務があるのではないですか。

児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項に、市町村が放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行うことができると明記されていますが、育成支援等を直営（公営）で行うのか、業務委託等により民営で行うのかについては、市町村の判断によるものとされています。

Q 3 民間委託する業務は、こういった業務ですか。

児童クラブを運営するために必要な業務（クラブでの育成支援、出欠確認、保護者や小学校等との連携等）や支援員等の雇用等（給与支払い、労務管理等）に関する業務等を事業者へ委託する予定です。市では、引き続き、入会決定や保護者負担金の徴収、施設設備の修繕等を行う予定です。なお、民間委託後においても事業の実施主体は、当市であることに変わりはありません。

Q 4 民間委託後、市はどう関わるのですか。

事業の実施主体として、事業者の管理監督を行います。事業者との定期会議やクラブ見学を行うとともに、運営内容に関する報告を求め、必要に応じて現地調査等を行います。

また、児童の健全な育成を図るために特別な対応が必要な際には、所管課はもとより、

関係機関（市関係課や小学校等）と受託事業者が連携して、適切な対応を行うよう努めます。

Q 5 育成支援上のトラブル等があった場合の対応はどうなりますか。

受託事業者による対応が基本となりますが、運営上の最終的な責任は当市が負います。受託事業者において、保育上のトラブル等に対応し、原因究明を行い、その改善策や再発防止策を講じます。なお、施設設備を要因とするトラブルである場合は、実施主体として市が関わり、誠意ある解決に努めます。

Q 6 民間委託後、開設日や開設時間は変わりますか。

現在のところ、民間委託前の開設日や開設時間から変更する予定はありません。

Q 7 民間委託後、保護者負担金の値上げはされますか。

保護者負担金については、合併以降これまでの間、月 4,500 円から増額を行うことなく据え置いています。しかしながら、近年の人件費の増加等により、放課後児童クラブの運営に係る経費は、大幅に増加しており、今後も運営に係る経費は増加することが考えられます。

そのため、民間委託を行う・行わないに関わらず、令和 9 年度から段階的に保護者負担金の増額を行いたいと考えております。詳細については、令和 8 年秋頃に保護者説明会を実施する予定です。

Q 8 民間委託によって支援員等は変わりますか。

放課後児童クラブは、児童福祉法で規定された事業であり、児童にとって支援員等が一斉に変わることは望ましくないため、現在勤務されている支援員等が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、事業者において優先して雇用していただけるよう要請します。

Q 9 民間委託によって育成支援の質が低下することはありませんか。

受託事業者は、児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 3 号の規定により、「香南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び業務委託仕様書に定められた内容（支援員等の配置基準や資質向上を図るための研修実施等）を遵守して運営を行う必要があります。

民間委託後、当市が、児童や保護者を対象としたアンケートを実施する予定であり、育成支援の質に関する設問を設け状況を把握したいと考えています。この結果によっては、受託事業者に対して、支援員等の資質向上のための研修を増やすことや指導の徹底を行うこと等を要請・指導したいと考えています。

Q10 民間委託によって育成支援の内容や行事等が変わりますか。

事業者には、児童や保護者への影響を最小限にするために、これまでの市の運営方法等を踏襲した運営を行っていただくよう要請します。行事については、受託事業者の意向等があると考えていますが、できる限り踏襲していただくよう要請します。

Q11 もし、民間委託先が決まらなかった場合、どうなりますか。

公募型プロポーザルに応募する事業者がいなかった場合や審査基準を満たす事業者がいなかった場合は、仕様書の見直し等を行い、再度公募型プロポーザルを実施することを検討します。しかしながら、業務の引継ぎには十分な期間が必要だと考えておりますので、令和11年度から民間委託を行うようにすることも考えられます。

Q12 事業者が事業から撤退等した場合は、どうなりますか。

公募型プロポーザルにおいて、長期的に安定した運営ができる事業者を選定し、契約期間における業務を確実に履行していただきます。しかしながら、万一、受託事業者が撤退あるいは倒産等した場合は、新たな事業者の選定又は再度公営に戻すこと等により、継続して放課後児童クラブの運営を行います。